

# 自己資本比率規制(第3の柱)による開示

自己資本比率規制(バーゼルⅢ(国内基準))による開示は、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(金融庁告示8号)」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」で定めのある第3の柱における、「標準的手法」、「国内基準」に基づき開示しております。

## 最低所要自己資本比率

第 1 の柱

第1の柱では最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、分母となるリスクの計測をより精緻化するという点が最も大きな特徴です。また、この分母には、オペレーションル・リスク(オペレーションル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額)が含まれております。

自己資本の額(コア資本に係る基礎項目—コア資本に係る調整項目)

≥ 4%

信用リスク・アセットの合計額+オペレーションル・リスク

## 金融機関の自己管理と監督上の検証

第 2 の柱

銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第1の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実の取組みを期待すること、また、監督当局は、各金融機関が自発的に創意工夫したリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずることなどが求められております。

## 市場規律

第 3 の柱

開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計測手法等について以下の情報開示が求められています。

- ①自己資本の構成に関する開示
- ②定性的な開示
- ③定量的な開示

### ① 自己資本の構成に関する開示事項

- 自己資本の構成に関する開示事項 ..... 21

### ② 定性的な開示事項

- 自己資本調達手段の概要 ..... 22
- 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 ..... 22
- 信用リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーおよび証券化エクスポートージャーを除く) ..... 23
- 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要 ..... 26
- 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要 ..... 26
- 証券化エクスポートージャーに関するリスク管理の方針および手續の概要 ..... 26

### ③ 定量的な開示事項

- オペレーションル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要 ..... 27
- 出資等エクスポートージャーに関するリスク管理の方針および手續の概要 ..... 27
- 金利リスクに関するリスク管理の方針および手續の概要 ..... 28
- 自己資本の充実度に関する事項 ..... 22
- 信用リスクに関する事項 ..... 23
- 信用リスク削減手法に関する事項 ..... 26
- 出資等エクスポートージャーに関する事項 ..... 27
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項 ..... 27
- 金利リスクに関する事項 ..... 28

# 自己資本比率規制(自己資本の構成)による開示

## 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項目	令和4年3月期	令和5年3月期
<b>コア資本に係る基礎項目</b>	(1)	
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	11,588	11,778
うち、出資金及び資本剰余金の額	360	362
うち、利益剰余金の額	11,245	11,430
うち、外部流出予定額(△)	17	14
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	221	237
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	221	237
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	11,810
<b>コア資本に係る調整項目</b>	(2)	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	32	22
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	32	22
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	380	397
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(口)	413
<b>自己資本</b>		420
自己資本の額((イ)-(口))	(ハ)	11,397
<b>リスク・アセット等</b>	(3)	11,595
信用リスク・アセットの額の合計額	72,804	70,531
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 720	△ 720
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 720	△ 720
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,700	3,832
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	76,504
<b>自己資本比率</b>		74,364
自己資本比率((ハ)/(二))		14.89
		15.59

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

### 用語 解説

- **リスク・アセット** …… リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額です。
- **自己資本比率** …… 自己資本の額÷リスク・アセット等の額の合計額。

# 自己資本比率規制(第3の柱)による開示

## 1.自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまからお預かりしている普通出資金および利益剰余金等により構成されております。

## 2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで、特別積立金への積上げによる内部留保に努めており、その結果自己資本の充実度は高く、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策についても、毎期策定する事業計画に基づいた業務推進を通じて得られる利益による自己資本の積上げを基本的な方針としております。

### 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項目	令和4年3月期		令和5年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	72,804	2,912	70,531	2,821
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	73,524	2,940	71,251	2,850
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	330	13	280	11
我が国の政府関係機関向け	471	18	381	15
地方三公社向け	20	0	20	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,729	189	6,151	246
法人等向け	49,570	1,982	46,370	1,854
中小企業等向け及び個人向け	7,360	294	6,486	259
抵当権付住宅ローン	1,464	58	1,340	53
不動産取得等事業向け	6	0	5	0
三月以上延滞等	18	0	9	0
取立未済手形	3	0	10	0
信用保証協会等による保証付	782	31	720	28
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	4	0	35	1
出資等のエクスポージャー	4	0	35	1
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外	8,108	324	8,703	348
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	2,451	98	2,451	98
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	514	20	514	20
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	44	1	158	6
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	376	15	381	15
上記以外のエクspoージャー	4,720	188	5,196	207
②証券化エクspoージャー	—	—	—	—
証券化	STC要件適用分	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	654	26	736	29
ルック・スル一方式	654	26	736	29
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△720	△28	△720	△28
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクspoージャー	—	—	—	—
口.オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,700	148	3,832	153
ハ.単体総所要自己資本額(イ+口)	76,504	3,060	74,364	2,974

(注)1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。

3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーおよび「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

4.当金庫は、基礎的手法によりオペレーションナル・リスク相当額を算定しております。

$$\left( \begin{array}{l} \text{オペレーションナル・リスク相当額} \\ \text{(基礎的手法)} \end{array} \right) = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額) } \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

### 用語解説

- 所要自己資本 …… 各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)
- エクspoージャー …… リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
- 抵当権付住宅ローン …… 自己資本比率規制においては、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第一順位かつ担保評価が十分満たされているものとされています。
- 不動産取得等事業者 …… (代表的な解釈)は不動産の取得又は運用を目的とした事業者。
- オペレーションナル・リスク …… 金庫の業務において不適切な処理などで生じる事象により損失を受けるリスクのことを指しています。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等によって生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。

# 自己資本比率規制(第3の柱)による開示

## 3.信用リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少あるいは消滅し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要リスクであるとの認識のもと、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「貸出事務取扱規程」、「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すなど、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクを抑制するための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスクを計測するため、与信額や予想デフォルト率のデータを整備し、VaRモデルを用いて信用リスク量を計測して信用リスク管理に活用しています。

個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制しております。

一連の信用リスク管理の状況については、ALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に報告する態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準に関する規程」および「償却・引当基準に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。個別貸倒引当金のうち破綻懸念先については、優良担保を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、実質破綻先および破綻先については、債権額から担保処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引当しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

### リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用した適格格付機関は次のとおりです。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

①国内発行体：●株式会社格付投資情報センター(R&I) ●株式会社日本格付研究所(JCR)

②海外発行体：●ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(Moody's) ●S&Pグローバル・レーティング(S&P)

## イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

### 〈地域別・業種別〉

(単位:百万円)

地域区分 業種区分	エクspoージャー 区分	信用リスクエクspoージャー期末残高						三月以上延滞 エクspoージャー	
		貸出金、コミットメントおよびその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券					
		令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
国 内	内	141,827	132,673	94,113	92,100	47,714	40,573	158	104
国 外	外	3,432	5,744	—	—	3,432	5,744	—	—
地 域 別 合 計		145,259	138,418	94,113	92,100	51,146	46,318	158	104
製 造 業	業	6,068	4,709	4,868	4,153	1,200	556	0	1
農 業 、 林 業	業	3,824	3,807	3,824	3,807	—	—	41	33
漁 業	業	132	107	132	107	—	—	—	—
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	業	456	443	456	443	—	—	—	—
建 設 業	業	8,201	8,062	7,508	7,394	693	668	9	8
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 紙 ・ 水 道 業	業	2,640	2,855	746	720	1,894	2,134	—	—
情 報 通 信 業	業	176	174	78	76	98	97	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	業	1,567	1,611	516	619	1,051	992	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	業	5,324	5,050	4,823	4,571	501	478	43	10
金 融 業 、 保 険 業	業	8,264	8,888	1,607	1,818	6,657	7,070	—	—
不 動 産 業	業	39,210	37,621	38,504	37,222	705	398	—	—
物 品 賃 貸 業	業	1,348	1,785	1,348	1,785	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	業	600	593	600	593	—	—	3	—
宿 泊 業	業	437	289	437	289	—	—	—	—
飲 食 業	業	670	668	670	668	—	—	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	業	931	1,177	931	1,177	—	—	10	—
教 育 、 学 習 支 援 業	業	661	338	661	338	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	業	1,564	1,494	1,564	1,494	—	—	—	0
そ の 他 の サ ー ビ ス	業	1,930	1,661	1,930	1,661	—	—	—	—
国・地方公共団体等	合 計	48,104	42,663	9,760	8,743	38,343	33,920	—	—
個 人	合 計	13,140	14,411	13,140	14,411	—	—	49	48
業 種 別 合 計		145,259	138,418	94,113	92,100	51,146	46,318	158	104

(注)1.貸出金には、未収利息、貸出金に準じる仮払金を含んでおります。

2.コミットメントとは、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する当座貸越契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高です。

3.オフ・バランス取引には、債務保証および代理業務貸付を含んでおります。

4.「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利払い支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

# 自己資本比率規制(第3の柱)による開示

〈有価証券の種類別の残存期間別の残高〉

令和5年3月期

(単位:百万円)

項目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めの ないもの	合計
有価証券	2,578	2,398	659	5,035	6,011	32,651	1,086	50,421
国債	1,199	1,000	—	—	—	6,764	—	8,964
地方債	1,199	1,200	—	2,207	2,710	9,988	—	17,306
公社公団債	78	97	56	1,627	1,601	5,390	—	8,853
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
その他社債	—	100	300	500	1,099	4,108	—	6,108
外国証券	100	—	201	100	400	6,400	640	7,841
株式	—	—	—	—	—	—	3	3
投資信託	—	—	—	600	200	—	439	1,239
その他の証券	—	—	100	—	—	—	4	104

(注)各項目は、未収利息を含んでおりません。

令和4年3月期

(単位:百万円)

項目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めの ないもの	合計
有価証券	2,574	6,254	526	4,837	9,623	29,203	815	53,835
国債	1,200	2,200	—	—	499	2,172	—	6,072
地方債	1,300	3,822	—	2,612	3,808	11,921	—	23,465
公社公団債	73	131	63	1,158	2,810	4,900	—	9,139
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
その他社債	—	—	200	400	1,905	4,408	—	6,913
外国証券	—	100	202	100	100	5,800	400	6,702
株式	—	—	—	—	—	—	3	3
投資信託	—	—	—	500	500	—	408	1,408
その他の証券	—	—	60	66	—	—	4	130

(注)各項目は、未収利息を含んでおりません。

## □.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

36ページ「貸倒引当金内訳」をご参照ください。

# 自己資本比率規制(第3の柱)による開示

## 八. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		当期減少額				期末残高			
	令和4年 3月期	令和5年 3月期										
製造業	477	165	165	238	316	—	161	477	165	238	—	—
農業、林業	215	90	90	89	—	6	215	209	90	89	—	—
漁業	20	—	—	14	—	—	20	20	—	14	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	20	—	—	—	20	—	—	20	—	—	—	—
建設業	74	51	51	72	—	—	74	74	51	72	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	11	—	—	—	—	—	11	—	—
情報通信業	0	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—
運輸業、郵便業	—	0	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—
卸売業、小売業	157	160	160	89	10	11	146	145	160	89	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	1	0	0	—	—	—	1	1	0	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	61	—	—	—	—	—	61	—	—
学術研究、専門、技術サービス業	4	4	4	0	—	2	4	2	4	0	—	—
宿泊業	—	87	87	16	—	—	—	—	87	16	—	—
飲食業	4	5	5	5	—	—	4	4	5	5	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	57	93	93	103	—	—	57	57	93	103	—	—
その他サービス業	2	50	50	45	—	—	2	2	50	45	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	182	180	180	180	—	—	182	182	180	180	—	—
合計	1,220	892	892	929	347	20	872	1,199	892	929	—	—

(注)1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2.業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額					
	令和4年3月期		令和5年3月期			
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し		
0%	—	45,020	—	—	40,420	
10%	—	16,875	—	—	15,873	
20%	2,606	23,448	2,706	—	35,345	
35%	—	4,225	—	—	3,921	
50%	3,914	4,845	3,609	74	—	
75%	—	7,796	—	—	8,179	
100%	508	54,768	508	—	52,328	
150%	—	260	—	—	254	
250%	—	1,002	—	—	1,050	
1,250%	—	—	—	—	—	
合計	7,030	158,243	6,823	—	157,447	

(注)1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2.エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3.コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておりません。

用語  
解説

- リスク・ウェイト … 債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いています。
- 適格格付機関 … 自己資本比率規制において、金融機関がリスクを算出するにあたって、用いることができる格付を付与する格付機関のことを指しています。金融庁長官は適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。

# 自己資本比率規制(第3の柱)による開示

## 4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の採上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の採上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「貸出事務取扱規程」および「担保評価規程」等により、適切な事務の取扱いおよび適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「貸出事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として一般社団法人しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、一般社団法人しんきん保証基金は法人等向けエクスポートレーダーとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートレーダー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
信用リスク削減手法が適用されたエクスポートレーダー		1,048	851	13,666	14,604

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

## 5.派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する リスク管理の方針および手続の概要

該当するものはありません。

## 6.証券化エクスポートレーダーに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫における証券化取引は投資業務(投資家)があります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会、常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

また、証券化商品への投資は、有価証券に係る運用方針の中で定める運用枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」に基づき、運用対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しております。なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

### リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

23ページ記載の適格格付機関をご参考ください。

### 投資業務(投資家)の場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートレーダーに関する事項)

#### イ.保有する証券化エクスポートレーダーの額および主な原資産の種類別の内訳

該当するものはありません。

#### ロ.保有する証券化エクスポートレーダーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの 残高および所要自己資本の額等

該当するものはありません。

#### ハ.保有する再証券化エクスポートレーダーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当するものはありません。

# 自己資本比率規制(第3の柱)による開示

## 7.オペレーション・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

オペレーション・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「内部統制基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な各種事務取扱要領の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制態勢としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情等に対する適切な処理、個人情報および情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めています。

なお、オペレーション・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用しております。

現状、オペレーション・リスクに関するリスクの状況については、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

## 8.出資等エクスポートナーに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫の銀行勘定における出資等エクスポートナーにあたるものとしては、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、信金中央金庫出資金、投資事業有限責任組合への出資金などが該当します。

このうち、上場株式、株式関連投資信託のリスクの認識については、時価評価および上場株式時価×△20%×β値(個別銘柄の感応度を示す指標)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会や常務会に諮り投資継続の是非を協議するなど適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は「資金運用規程」、「有価証券運用計画」のなかで定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置づけており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けています。また、その取引については、事務部門(バックオフィス)が外部証票との照合により内容を確認するなど、投資執行部門(フロントオフィス)に対して牽制が働く体制としています。

なお、当該取引にかかる会計処理については日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

### イ.貸借対照表計上額および時価等

(単位:百万円)

区分	令和4年3月期		令和5年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	32	32
非上場株式等	518	—	518	—
合計	518	—	551	32

(注)投資信託等の裏付け資産のうち出資等エクスポートナーに該当するものは、一括して上場株式等に含めております。

### ロ.出資等エクスポートナーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

区分	令和4年3月期	令和5年3月期
売却益	8	21
売却損	9	35
償却	—	—

(注)1.損益計算書における損益の額を記載しております。

2.売却損益には投資の目的で出資した投資事業組合分の損益は含まれておりません。

### ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当するものはありません。

### 二.貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当するものはありません。

## 9.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートナーに関する事項

(単位:百万円)

区分	令和4年3月期	令和5年3月期
ルック・スルー方式を適用するエクスポートナー	1,812	1,852
マンデート方式を適用するエクスポートナー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポートナー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポートナー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポートナー	—	—

# 自己資本比率規制(第3の柱)による開示

## 10. 金利リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

### 「リスク管理の方針および手続の概要」

#### 1.リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

リスク管理および計測の対象となる金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動並びに銀行勘定全体の資産利益の変動としたうえで管理を行っております。

対象範囲は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」および「金融負債」並びにそれらに係る経過勘定しております。

### 「金利リスクの算定手法の概要」

#### 1.開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta EVA$ および $\Delta NII$ に関する以下の事項

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.125年としております。
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は4.5年としております。
- ③流動性預金への満期割り当て方法(コア預金モデル等)およびその前提  
流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済および定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ⑤複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。

#### 2.金庫が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta EVA$ および $\Delta NII$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

- ①金利ショックに関する説明  
統合的リスク管理においてはVaRにてリスク量を計測し、四半期毎に常務会にて報告しております。

#### 2.リスク管理およびリスク削減の方針に関する説明

当金庫は自己資本に対する銀行勘定の金利リスク量(以下、「IRRBB」という。)の比率を算出・管理することで健全性の確保に努めております。

#### 3.金利リスク計測の頻度

当金庫は3月・6月・9月・12月を基準として、四半期毎にIRRBBを計測しております。

#### 4.ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む。)に関する説明

当金庫は削減手法を採用しておりません。

#### 「金利リスクの算定手法の概要」

#### 1.開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta EVA$ および $\Delta NII$ に関する以下の事項

- ⑥スプレッドに関する前提  
(計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等)  
採用しておりません。
- ⑦内部モデルの使用等、 $\Delta EVA$ および $\Delta NII$ に重大な影響を及ぼす  
その他の前提  
内部モデルは使用しておりません。
- ⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\Delta EVA$ (最大値)については、計測対象となる資金運用勘定の減少によってリスク量が減少しております。  
 $\Delta NII$ については、計測対象となる算出基準日から12ヶ月経過する時点での資産運用勘定が増加することによってリスク量が増加しております。
- ⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である20%を超えておりますが、次項に掲げるとおり適正に管理されており問題ありません。

#### 2.金庫が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta EVA$ および $\Delta NII$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

- ⑩金利リスク計測の前提およびその意味  
(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta EVA$ および $\Delta NII$ と大きく異なる点)  
内部管理上、金利リスクをVaRで計測しており、信用リスクやその他のリスクと共に、自己資本に照らして適正な水準に収まるよう管理しております。

### 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項 番		IRRBB1:金利リスク			
		$\Delta EVA$		$\Delta NII$	
		令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
1	上方パラレルシフト	5,531	5,526	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	223	267
3	ステイープ化	4,715	5,000		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	5,531	5,526	223	267
		令和4年3月期		令和5年3月期	
8	自己資本の額	11,397		11,595	

#### 用語解説

- $\Delta EVA$  …… 金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの。
- $\Delta NII$  …… 金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるもの。